

適切な意思決定支援に関する指針

岩根クリニック

1.基本方針

人生の最終段階を迎えた患者・家族等と医師をはじめとする医療・ケアチームが、最善の医療・ケアを提供するため、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とした医療・ケアを提供します。

2.人生の最終段階の定義

人生の最終段階とは、患者自身の状態を踏まえ、医療・ケアチームにて判断します。

- ・がん末期のように、予後が数日から長くとも2～3か月程度と予測できる場合
- ・慢性疾患の急性増悪を繰り返し、予後不良に陥った場合
- ・脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月から余年にかけて死を迎える場合

3.人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等から適切な情報提供と説明がなされ、それに基づき多職種からなる医療・ケアチームが十分に情報共有し、本人の意思決定を基に医療・ケアを提供します。
- (2) 時間の経過、病状の変化等で本人の意思は変化するのを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し伝えることができるような支援が求められることから、家族等を含めて必要な時に話し合いを行います。
- (3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて本人との話し合いを行います。
- (4) 医療・ケアの開始・不開始、医療・ケアの内容の変更、中止等は医療・ケアチームにより、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- (5) 医療ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、本人の身体的な苦痛のみならず、家族等も含めた精神的・社会的な援助を総合的にを行います。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としません。

4.人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

本人の意思決定能力は個々により違いがあります。私たちが支援することで、その能力を高めることが可能な場合もあります。意思決定能力に疑いがあっても、私たちがまず可能な意思決定支援をします。

(1) 本人の意思が確認できる場合

医療・ケアの方針決定は、患者本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者より適切な情報の提供と説明を行います。そのうえで、患者本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえ、患者本人による意思決定を基本とし、多職種の医療・介護従事者にて構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。

(2) 本人の意思が確認できない場合や判断能力がない場合

家族等が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、患者本人にとって何が最善であるかについて、患者本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じ、このプロセスを繰り返し行っていきます。

(3) 医療・ケアチームは、医師・看護師・ケアマネジャーなどの在宅療養支援者から構成されます。

(4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめておきます。

(5) 意思決定は、本人の意思に反して強制されるものではありません。

5.外部専門家の助言について

方針の決定に際し、家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアの方針が決定できない場合は、患者本人または家族等の同意を得て、外部の専門家（医療倫理の精通者や国が行う研修会の修了者など）を交え、方針等について検討していきます。

6.まとめ

意思決定支援においては、正解は無く、各人の多様な意思を尊重しながら支援していくことに留意しなければなりません。医療従事者の価値観を押し付けることはせず、本人の意思を尊重しながら、対等な立場で共同して意思決定を合成し、誰しものが迎える「死」を少しでも納得できるものに近づけるよう努めています。